

子育て支援医療証について

～ 市内に住所がある0歳～18歳(18歳到達後最初の3月31日迄)のお子さん～

【使いかた】

県内の医療機関窓口で保険証と一緒にご提示ください。保険適用分の自己負担金が“無料”となります。
(予防接種や薬の容器代、入院時の食事代などは保険適用外)

ただし、 学校管理下での傷病で受診する際は「子育て支援医療証」は使用できません。
また、公費負担医療制度や震災による一部負担金の免除制度等を受けている方、
重度心身障がい(児)者医療証、ひとり親家庭医療証をお持ちの方は、
それらの制度を優先してご利用ください。

【医療費が高額になったとき】

*医療費が高額となる場合は、保険者へ限度額適用認定証の申請をお願いします。

医療費が高額療養費の対象となった場合、南陽市が被保険者に代わって保険者へ高額療養費代理請求をし、市で負担した子育て支援医療費に充当いたします。対象となる方には書類を送付いたします。

※代理請求が出来ない場合は市で負担した医療費をご返還いただくことになりますので、ご了承ください。

【還付手続きをお願いします】

㊦ 県外での受診

県外では医療証が使えません。医療費の支払いを済ませた後、国保医療係で還付手続きを行ってください。ただし、時効がありますので支払から2年以内に手続きをお願いします。

㊧ 治療用補装具等、小児弱視等の治療用メガネ等(9歳未満の小児)を作成した場合

- ・10割負担した場合は、先に保険者に申請を行ってください。
(領収書・診断書はコピーをとっておいてください)
- ・保険者からの支給決定後、国保医療係で還付手続きを行ってください。
ただし、時効がありますので支払から2年以内に手続きをお願いします。

《 手続きに持参するもの 》

- ①領収書 ②保険証 ③子育て支援医療証 ④通帳
(⑤医師の診断書 ⑥保険者からの支給決定通知書)

㊧治療用メガネ等、治療用補装具等を作成した場合のみ⑤・⑥も必要です。

【有効期限について】

- ・0～2歳までのお子さんは、3歳の誕生日末(1月生まれは前月)まで(有効期間：3年間)
- ・3歳～小学2年生までのお子さんは、誕生日末(1月生まれは前月)まで(有効期間：1年間)
- ・小学3年生までのお子さんは、その学年の3月末まで
- ・小学4年生から18歳までのお子さんは、卒業年の3月末まで(有効期間：3年間)

【その他】

- *保険証に変更があった場合、住所等に変更があった場合は国保医療係に届け出が必要です。
- *更新時に判定し直す為、医療証番号が変更になる方もいます。
- *交通事故や第三者(加害者)の行為によるケガの治療の場合、医療証は使えません。
- *医療証(裏面)の注意事項をよく読んでご使用ください。

お問い合わせ先

すこやか子育て課国保医療係(市役所1階9番窓口)

TEL 0238-40-1692(直通)

